

I 普通交付税・臨時財政対策債

1 本県（市町村分）の普通交付税交付決定額

(1) 交付決定額 1, 353億9, 003万9千円

(2) 対前年度比 26億3, 960万9千円 +2.0%

〔	市分	1, 051億5, 859万3千円	(対前年度比 +0.4%)
	町村分	302億3, 144万6千円	(対前年度比 +7.8%)
〕			

2 本県（市町村分）の臨時財政対策債発行可能額

(1) 発行可能額 622億5, 469万9千円

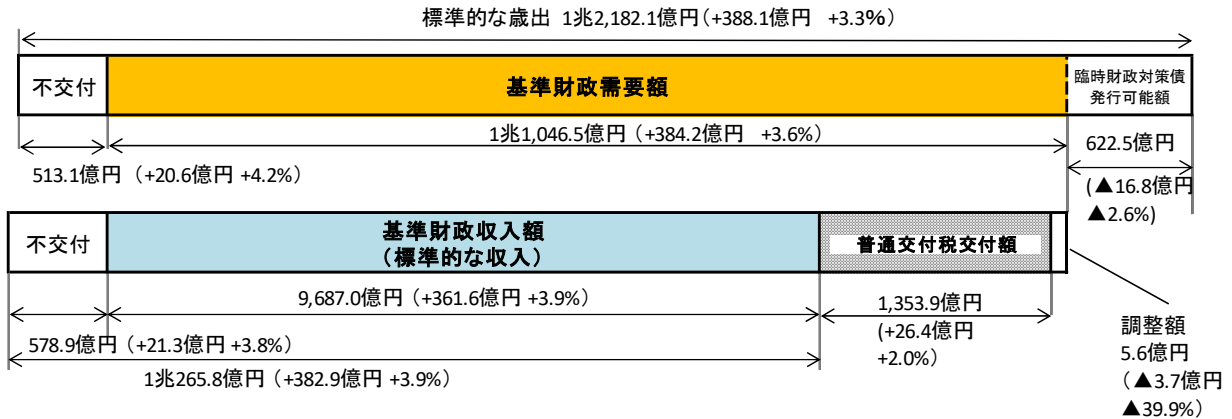
(2) 対前年度比 △16億7, 829万3千円 △2.6%

〔	市分	562億8, 101万円	(対前年度比 △3.2%)
	町村分	59億7, 368万9千円	(対前年度比 +3.1%)
〕			

3 特徴

- (1) 本県（市町村分）の普通交付税の交付決定額は、前年度と比較して2.0%の増であり、2年連続で増加しました。
- (2) 基準財政需要額（不交付団体を含む。）の合計は、社会保障関連経費が増加したことや地域社会再生事業費が創設されたことなどにより、前年度と比較して約405億円増加しました。
- (3) 基準財政収入額（不交付団体を含む。）の合計は、地方消費税交付金や市町村民税（所得割）の増加などにより、前年度と比較して約383億円増加しました。
- (4) 交付団体では、基準財政需要額の増額幅（+約384億円）が、基準財政収入額の増額幅（+約362億円）を上回ったため、結果として普通交付税が増加しました。
- (5) 臨時財政対策債の発行可能額は、地方財政計画において発行総額が引き下げられたことなどにより、前年度と比較して約17億円減少しました。
- (6) 普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、1, 976億4, 473万8千円（対前年度比+約10億円）となりました。
- (7) 不交付団体の数は、前年度に引き続き、4団体となりました。

【参考】普通交付税等のイメージ図（令和2年度・市町村分）



- ※1 普通交付税は、「基準財政需要額」（当該団体の標準的な歳出から、普通交付税の代替である臨時財政対策債の発行可能額を減じたもの）から「基準財政収入額」（当該団体の標準的な収入）を差し引いた額について、国が交付するものです。
- ※2 調整額とは、普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合に、財源不足額の合算額を普通交付税の総額に合わせるために減額した額のことです。
- ※3 なお、端数処理のため、計算が合わない箇所があります。

4 不交付団体

- ・令和2年度不交付団体（3市1町）
 - 戸田市（昭和58年度から38年連続）
 - 和光市（平成28年度から5年連続）
 - 八潮市（平成29年度から4年連続）
 - 三芳町（平成26年度から7年連続）

5 交付決定額の多い団体

- ① 春日部市 87億9,237万円
- ② 鴻巣市 60億 282万4千円
- ③ 秩父市 59億6,850万5千円